

「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」開催要綱

1 趣旨

少子高齢化の進行等のなか、介護サービス分野へ進出する事業者や介護に携わる者は増加しており、今後もその需要の増大が見込まれるところである。一方、近年の景気回復等に伴い、他の分野における採用意欲も増大していることや介護サービス分野の高い離職率とも相まって、一部の地域や事業所では強い人手不足感が生じているとともに、介護労働者の雇用管理の改善が必ずしも進んでいない状況にあることなどから、将来にわたって安定的に人材を確保する仕組の構築が求められている。

これらの背景としては、多様な人材や潜在的な有資格者が存在するものの介護サービス分野において労働者の確保にいたっていないこと、また、介護事業所には雇用管理等が不十分なところがみられることやキャリアの先行きが必要でも明らかでないことから離職者が多いことなどがあげられる。このため、介護労働力の需給調整機能を強化することや、適切な支援を行うことで雇用管理の改善が効果的になされることが期待されることから、様々な視点から分析を行い、介護労働者が誇りをもって生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにする対策を早急に検証する必要がある。

こうした状況を踏まえ、介護労働者の雇用管理の改善、ハローワーク等の支援による人材の参入促進、安定的な人材の確保等という観点から検討を行う「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」を開催することとする。

2 検討事項

- 介護労働者の雇用管理の現状の把握及び分析
- 介護労働者の雇用管理の在り方
- 介護労働力の確保・定着のための支援策 など

3 検討スケジュール

- 4月より検討開始。業界ヒアリング等を通じて、7月末頃までに中間報告をとりまとめる予定。

4 構成

- 研究会は厚生労働省職業安定局が学識経験者の参集を求めて開催する。
- 研究会の委員は7名程度とする。
- 研究会に座長を置き、座長は研究会の運営を掌握する。

5 運営

- 研究会は必要に応じて、年数回程度開催する。
- 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き公開とする。

6 その他

- 研究会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課が行う。
- この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は職業安定局長が定める。

「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」委員名簿

- | | | |
|---|------|---------------------|
| ◎ | 大橋勇雄 | 中央大学大学院戦略経営研究科教授 |
| | 河幹夫 | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 |
| | 北浦正行 | 社会経済生産性本部事務局次長 |
| | 駒村康平 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 佐藤博樹 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| | 堀田聰子 | 東京大学社会科学研究所助教 |
| | 皆川宏之 | 千葉大学法経学部法学科准教授 |

(注) ◎は座長 (敬称略)

議事の公開について

研究会は、原則公開とする。

ただし、以下に該当する場合であって、座長が非公開が妥当であると判断した場合には、非公開とする。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

※ 上記①～④は、厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」における審議会等会合の公開に関する考え方に準拠するもの。

研究会で議論していただく論点（案）

平成20年4月18日

1 今後、介護労働が目指す姿

労働者がやりがいを持って働き続けられるような、介護労働のあるべき姿は何か

2 介護労働市場を踏まえた、人材確保・定着のための取組

少子高齢化が進展し、2014年には140万～160万人の介護労働者が必要とされるなかで、将来にわたって安定的に人材を確保していく仕組みをどのように構築していくか

- (1) 潜在的な有資格者の参入
- (2) 多様な人材の参入・参画
- (3) ハローワーク等のマッチング機能や募集・採用ルートの検証

3 介護分野にふさわしい雇用管理・処遇の在り方

雇用管理・処遇の改善を通じて、魅力ある仕事として評価され選択されるためには、どのような雇用管理・処遇が介護分野にふさわしいか

4 介護分野における生産性の向上について

労働集約型産業であり、介護報酬の枠組にある介護労働分野において、介護労働者の生産性向上について、どのように考えていくか

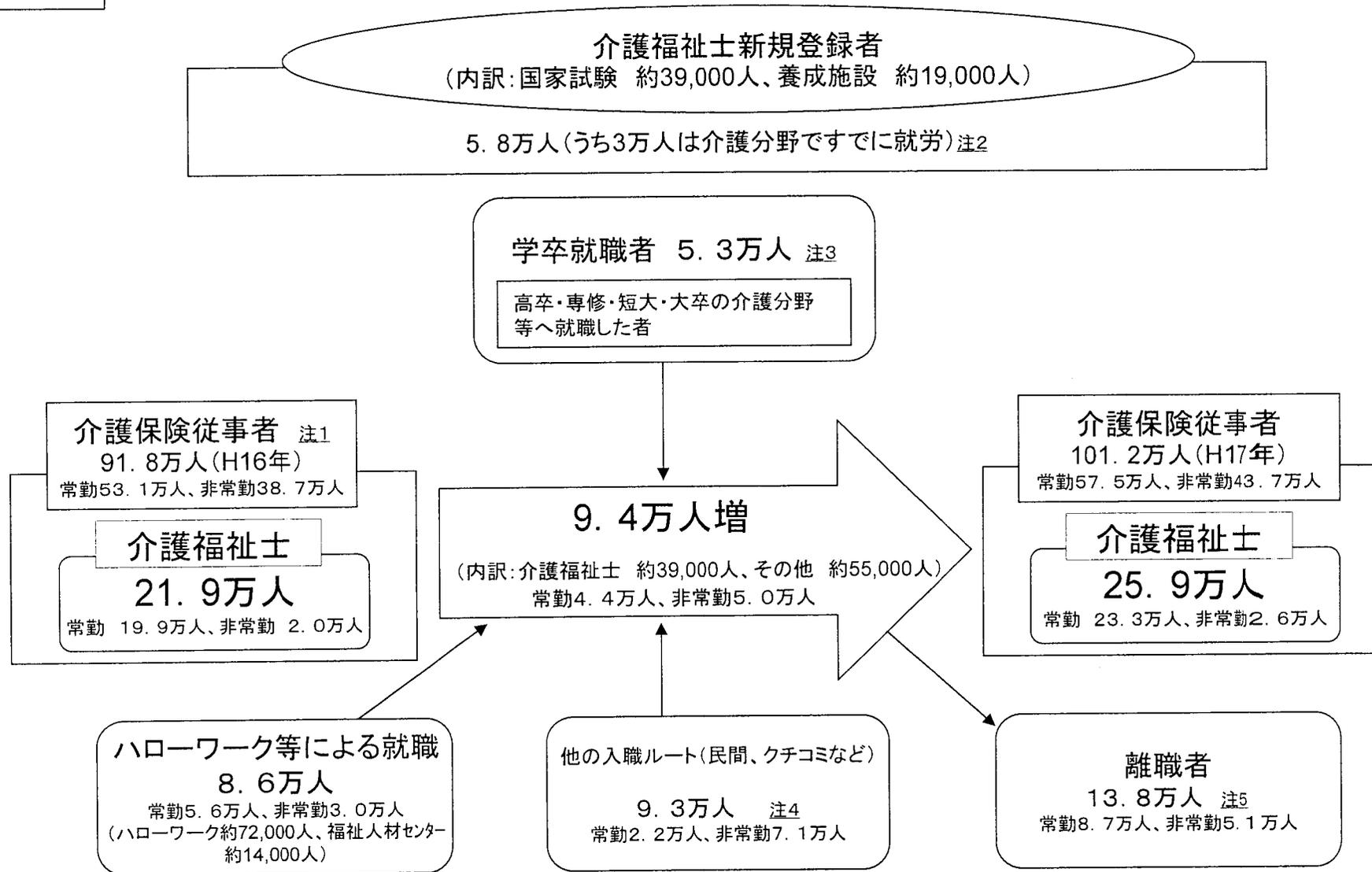
5 その他

- ・必要に応じ、適宜論点を追加

研究会のスケジュール（案）

- 第1回（4月18日）
- ・研究会の進め方について
 - ・フリーディスカッション
- 第2回（4月25日）
- 第3回（5月8日）
- 第4回（5月20日）
- （6月 日）
- 第5回（6月 日）
- 第6回（7月 日）
- 業界団体等からのヒアリング
- （ヒアリング対象団体等）
- 全国老人保健施設協会
 - 全国老人福祉施設協議会
 - 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
 - 日本在宅介護協会
 - 日本介護福祉士会
 - 日本介護福祉士養成施設協会
 - 求人情報サイト「カイゴジョブ」
 - 労働組合 等
- ・モデル的な取組（好事例等）のヒアリング
- ・報告案の骨子
- ・中間報告のとりまとめ

介護分野における従事者の動向等について



注1: 介護保険従事者数は「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)より。

注2: 5.8万人は、介護福祉士登録者のH17年総数とH16年総数の差。3万人は、H17年合格者のうち、既に介護関連分野で就労していた者を受験資格別で足した数。

注3: 大卒 11,651人、短大 19,293人、専修 9,171人、高卒 12,757人(文部科学省「学校基本調査」より)

注4: 9.3万人は、他のルートからの入職者数や離職者数を差し引いたうえでの推計値。

注5: 離職者の数は、H17年介護従事者 * 離職率20.3% = 20.5万人より、離職者の動向で直前は介護に従事していた率32.5%の6.7万人を差し引いた数。常勤率は、離職者数のうち常勤労働者の割合62.8%を使用。

